

平成27年度

監査結果報告書

定期監査

(総務部)

(企画部)

(会計課)

(議会事務局)

(選挙管理委員会事務局)

大分市監査委員



監 査 第 9 8 号
平成 2 8 年 4 月 2 8 日

大 分 市 長 佐 藤 樹一郎 殿
大分市議会議長 永 松 弘 基 殿
大分市選挙管理委員会委員長 岡 村 邦 彦 殿

大分市監査委員 佐 藤 日出美

大分市監査委員 古 庄 研 二

大分市監査委員 安 東 房 吉

大分市監査委員 仲 家 孝 治

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象	監査の期間
総務部 総務課 防災危機管理課 人事課 職員厚生課 契約監理課	平成27年度(平成27年4月1日～平成27年11月30日)に係る事務事業 ただし、補助金等については平成26年度分も対象とした。
企画部 企画課 市長室 情報政策課 文化国際課 広聴広報課	
会計課	
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	

2. 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

3. 監査の結果

[個別事項]

総務部

総務課 防災危機管理課 人事課 職員厚生課 契約監理課

特に指摘事項はなかった。

(1) 公務災害補償事務について（要望事項）

今後とも、公務災害の防止に向け徹底した取り組みに努力されるよう要望する。
(職員厚生課)

企画部

企画課 市長室 文化国際課 広聴広報課

特に指摘事項はなかった。

情報政策課

(1) 備品等の管理事務について

- ・備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知をうけたときに備品台帳等の関係帳簿を整理することとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

(2) 公有財産の管理事務について

- ・行政財産の購入に当たり必要な措置を講じていないもの

大分市公有財産規則の規定では、部長等は財産を取得しようとするときは、あらかじめ当該財産について私権の設定又は特殊の義務等の有無を調査し、これらについて必要な措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、無線基地局用地購入に当たり、敷地内にある既設の電柱について行政財産の使用許可申請を求めるなどの必要な措置を講じていなかった。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

会計課

特に指摘事項はなかった。

議会事務局

特に指摘事項はなかった。

選挙管理委員会事務局

特に指摘事項はなかった。

[共通事項]

(1) 契約書の不要な捨印（公印）について（要望事項）

契約書に訂正等が無いにも関わらず、不要な捨印を押しているものが散見された。不要な捨印は、契約書の改ざんにもつながる恐れがあるので、必要な時以外は押印しないよう注意されたい。